

協和地区の産業廃棄物最終処分場建設計画について

1. 計画概要

現在、日本環境株式会社（本社：札幌市清田区2条2丁目）が、東千歳地区の千歳市協和1393-2外（自社所有地約77ha）において、「廃プラスチック」や「ゴムくず」、「燃え殻」などの産業廃棄物を埋め立て処分することを目的とした最終処分場（安定管理型）の建設を計画之中である。

産業廃棄物最終処分場 計画位置図



2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等との関わり

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、同法第15条において、「産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」と定めている。

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」では、第36条において、「産業廃棄物の最終処分場などの特定施設設置等予定者は、当該特定施設の周辺の住民であって、施設の種類ごとに規則で定める範囲に居住するものの理解を得るように努めなければならない。」と定めている。

また、同条例第37条において、「知事は、特定施設設置等予定者に対し、特

定施設の設置等について、あらかじめ、特定施設の種類及び設置の場所、特定施設において処理する廃棄物の種類、周辺地域における生活環境の保全に関する事項、立地上配慮する事項、周辺住民の理解を得るために講ずる措置その他必要な事項を記載した事業計画書の提出を求めるものとする。」と定めている。

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則」では、第13条において、産業廃棄物最終処分場の周辺住民の定義について、「当該施設の開口部の端から500メートル」と定めている。

同条例の「特定施設の設置等の手続きに係る要領」では、「特定施設設置等予定者は、周辺住民及び地域住民の理解を得るため、計画段階で説明会又は面談等により、事業計画の説明等を十分に行うものとする。」や「500メートル以内に住宅がある場合は、当該住宅の代表者の合意が得られていることを示すこと。」など廃棄物処理施設の設置等に係る具体的な手続き等について定めている。

3. 主な経過

令和4年10月26日

事業者が市に「協和地区における産業廃棄物最終処分場計画の概要」について説明

令和5年3月6日 事業者による住民説明会

参加者：東千歳四連合会の住民約100名

令和5年7月18日

東千歳四連合会が市に提出した「令和5年度東千歳地区地域要望書」の中で、産業廃棄物最終処分場反対を要望

要望内容「協和地区に建設が予定されている産業廃棄物最終処分場について、臭気や排水に対する不安、さらには東千歳地区への風評被害が懸念されるため、東千歳地区としては当該施設の建設を断固反対する。」

令和5年7月25日

東千歳四連合会が、北海道及び北海道議会自民党・道民会議に「産業廃棄物最終処分場建設反対に関する要望書」を提出

要旨

- ・東千歳地区への大規模な産業廃棄物最終処分場の建設に反対する。
- ・北海道の条例及び要領に基づき厳正に手続き及び審査を行うこと。
- ・事業者の対応は不誠実であり、強く不信感を感じている。

令和5年8月8日

事業者が市に事業計画を説明

令和5年8月17日

泉郷連合会が、北海道に「千歳市協和地区に計画の管理型産業廃棄物処分場に関する要請書」を提出

要旨

- ・協和地区における管理型産業廃棄物最終処分場の建設計画に反対する。

令和5年9月29日

事業者による住民説明会（2回目）

参加者：東千歳四連合会の住民等 約80名

令和5年10月2日

千歳市議会第3回定例会にて当該処理施設建設に係る市の対応について質問があった際に、市長は、事業者の対応は不誠実であると考えており、大変遺憾である。今後も引き続き、地域住民の声によく耳を傾け、周辺地域に及ぼす影響や課題などを把握し、地域の意見をしっかりと受け止め対応をする旨を回答